

**国連安保理決議1540等の大量破壊兵器等
及びその関連貨物の拡散防止に係る
国際的取組への対応について
(参考資料)**

平成18年5月15日
安全保障貿易管理小委員会
制度改正ワーキンググループ

国連安保理決議1540(抄)

3. また、すべての国は、関連物資 に対する適切な管理を確立することを含め、核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段の拡散を防止する国内管理を確立するための効果的な措置を採用し実施することを決定し、この目的のため、すべての国が、以下を行うことを決定する。
- (c) 自らの国内法的権限及び法律に従って、並びに、国際法に合致して、必要なときは国際的な協力を通ずることを含め、そのような品目の不正取引及び不正仲介を探知し、抑止し、防止し及び対処するための適切で効果的な国境管理及び法執行の努力を策定し維持すること。
 - (d) 輸出、通過、積換及び再輸出を管理する適切な法令、資金供与及び拡散に貢献する輸送といったそのような輸出及び積換に関連する資金及び役務の提供に対する管理並びに最終需要者管理の確立を含め、そのような品目に対する適切で効果的な国内的輸出及び積換管理を確立し、発展させ、再検討し及び維持すること。また、そのような輸出管理に関する法令の違反に対する適切な刑事上又は民事上の罰則を確立し及び執行すること。

関連物資...核兵器、化学兵器及び生物兵器並びにそれらの運搬手段の設計、開発、生産又は使用のために用いることができる物資、設備及び技術であって、関係する多国間条約及び取決めの対象となっているもの又は国内管理表に含まれているもの。

- “3. Decides also that all States shall take and enforce effective measures to establish domestic controls to prevent the proliferation of nuclear, chemical, or biological weapons and their means of delivery, including by establishing appropriate controls over related materials and to this end shall:
- (c) Develop and maintain appropriate effective border controls and law enforcement efforts to detect, deter, prevent and combat, including through international cooperation when necessary, the illicit trafficking and brokering in such items in accordance with their national legal authorities and legislation and consistent with international law;
 - (d) Establish, develop, review and maintain appropriate effective national export and trans-shipment controls over such items, including appropriate laws and regulations to control export, transit, trans-shipment and re-export and controls on providing funds and services related to such export and trans-shipment such as financing, and transporting that would contribute to proliferation, as well as establishing end-user controls; and establishing and enforcing appropriate criminal or civil penalties for violations of such export control laws and regulations; “

Related materials: materials, equipment and technology covered by relevant multilateral treaties and arrangements, or included on national control lists, which could be used for the design, development, production or use of nuclear, chemical and biological weapons and their means of delivery.

外為法上の仲介貿易取引規制

外国為替及び外国貿易法

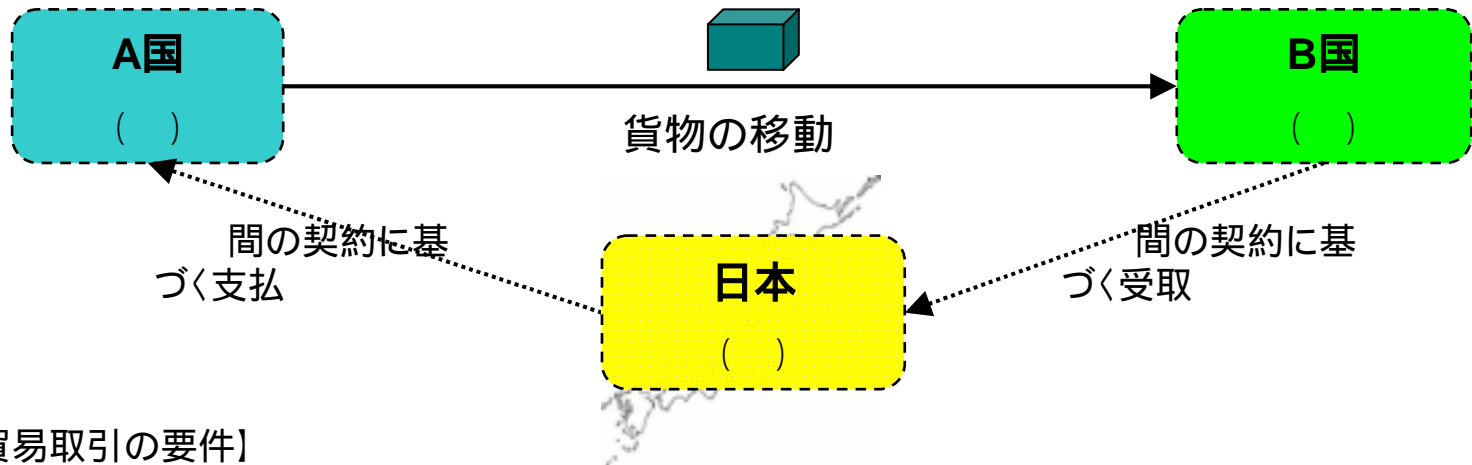
第25条 居住者は、非居住者との間で次に掲げる取引を行おうとするときは、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

- 一 (略)
- 二 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引

外国為替令

第17条 (略)

2 法第25条第1項第二号に規定する政令で定める外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引は、輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の外国相互間の移動を伴う当該貨物の売買に関する取引とする。



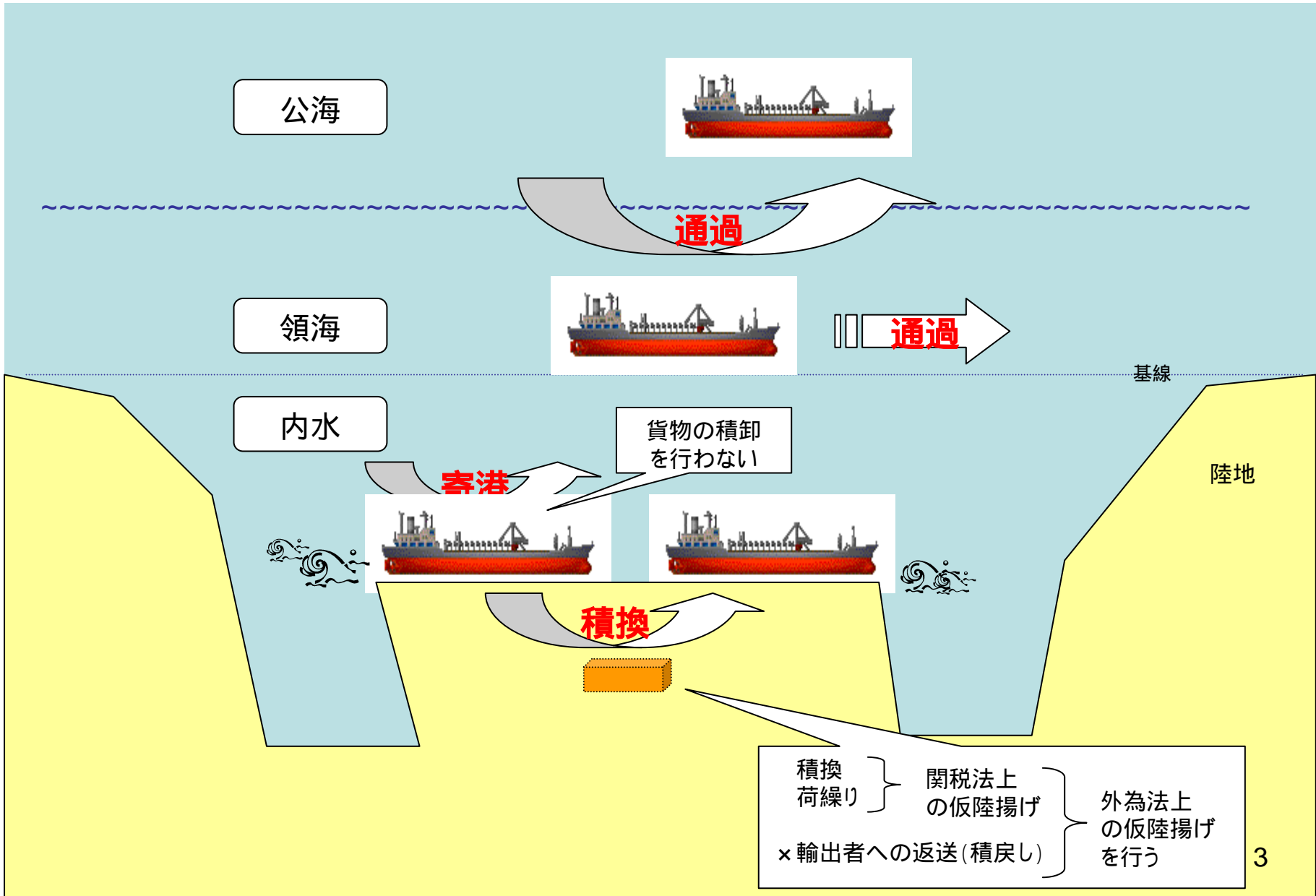
【仲介貿易取引の要件】

本邦の居住者が非居住者と貨物の売買に関する取引を行うこと()、 () 間での取引があること)

当該取引に伴って外国相互間で貨物*の移動が行われること(A国からB国への貨物の移動が行われること)

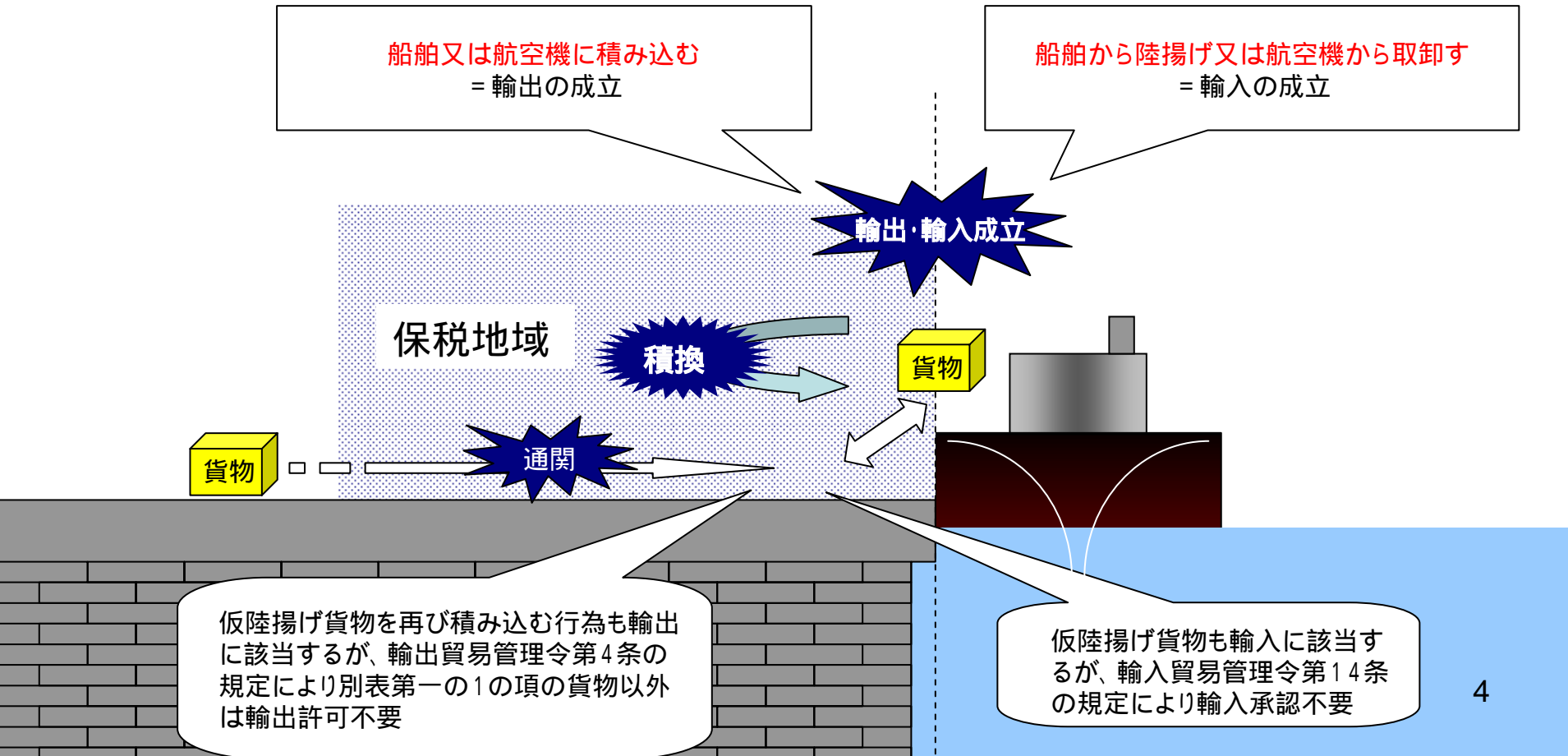
* 輸出貿易管理令別表第一の一の項(武器)に該当する貨物のみが対象。

通過・寄港・積換のイメージ(船舶)



外為法上の輸出・輸入の解釈

輸出	輸入
貨物を外国へ向けて送付するために船舶又は航空機に積み込むこと	外国から到着した貨物が本邦の海岸線を突破すること



諸外国の規制の概要

米国	汎用品 (根拠法令: EAR) トランジットする品目も輸出管理規則 (EAR: Export Administration Regulations) の対象として規制される。 品目や仕向先等の要件を満たす場合には許可例外 (LE: License Exception) が適用可能。
	軍用品 (根拠法令: ITAR) 一時輸入許可の対象として規制
英国	Export of Goods, Transfer of Technology and Provision of Technical Assistance (Control) Order 2003においてトランジットを規制 (WMDエンドユース規制を含む)。
EU	統一規制Council Regulation (EC) No.1334/2000では、規制の対象となっていない。
香港	「トランジット」も「輸出」として規制。 ただし対象となる品目は、いわゆる (直接の) 輸出で規制されている品目より狭い すべて個別許可。
シンガポール	「トランジット」は、キャッチオール規制のみ。 キャッチオールには「Know」規制だけでなく「Suspect」条項もある
韓国	韓国は現在対外貿易法 (我が国の外為法に相当) の改正作業に従事しており、「トランジット」規制を含む対外貿易法改正案を準備している模様。

海上航行不法行為防止条約(SUA条約)の改正

●正式名称:「海洋航行の安全に対する不法行為の防止に関する条約」

▶シージャック(船舶の不法奪取、破壊等)を犯罪化し、裁判権の設定、犯人等の関係国への引き渡し又は自国の当局への付託を義務付け。

▶1992年発効、締約国は126か国。我が国は1998年4月に加入、同年7月に発効。寄託者は国際海事機関(IMO)。

●2005年10月、改正議定書採択

▶改正議定書は、12か国が締結した日の後の90日目の日に、同議定書を締結した国について、効力を生じる。現在6か国が署名。我が国は未署名。

▶新たに、船舶そのものを使用した不法行為及び大量破壊兵器等・関連物質の輸送行為等を犯罪化の対象とし、これらの犯罪に従事していると合理的疑いのある船舶に対して、公海上において円滑な乗船等を可能とすることとなった。

▶犯罪化の対象となる具体的な行為は、以下のとおり。なお、適用範囲は基本的に公海上及び公海と領海との航行。

- 大量破壊兵器の船舶上での使用
- 有害危険物質等の船舶からの排出行為
- 船舶を使用した殺傷・損壊を与える行為
- 大量破壊兵器及びその製造等に寄与する装置等の輸送行為**
- 本条約、テロ関連条約で規定された犯罪を行った者の輸送行為

輸送規制の対象となる貨物

- ・爆発性物質又は放射性物質
- ・核兵器、生物兵器、化学兵器
- ・原料物質、特殊核分裂性物質等
- ・核、生物、化学兵器の設計、製造、運搬に重要な役割を果たす設備、材料、ソフトウェア又は関連技術等

領海・内水部分での大量破壊兵器等及びその関連貨物の通過や寄港について規制を求める国連安保理決議1540の国内担保規制との関係を検討する必要。

大量破壊兵器等の所持等を禁止する法律の例

個別法における禁止行為の例は、以下のとおり。

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律:平成7年4月5日法律第65号

化学兵器の使用、製造、所持、譲り渡し、譲り受け
(未遂行為も可罰。使用・製造については予備行為も可罰。)
化学兵器の製造の用に供する目的での次の物質の製造、所持、譲り渡し、譲り受け(未遂行為も可罰。)
・毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質
・これらの物質の原料となる物質
特定物質の所持、譲り渡し、譲り受け(法令に基づく場合又は許可等された場合を除く)
専ら化学兵器に使用される部品の製造、所持、譲り渡し、譲り受け(未遂行為も可罰)
専ら化学兵器を使用する場合に用いられる機械器具の製造、所持、譲り渡し、譲り受け(未遂行為も可罰)

細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律(昭和57年6月8日法律第61号)

生物兵器・毒素兵器の使用、製造、所持、譲り渡し、譲り受け(使用・製造については未遂行為も可罰。)

サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成7年4月21日法律第78号)

サリン等の使用、製造、輸入、所持、譲り渡し、譲り受け(未遂行為も可罰。製造・輸入については、予備行為も可罰。
なお、法令に基づく場合又は許可等された場合を除く。)

爆発物取締罰則(明治17年太政官布告第32号)

爆発物の使用(未遂行為、予備行為も可罰。)
爆発物又はその使用に供する器具の製造、輸入、所持、注文(未遂行為、予備行為も可罰。)

PSI阻止原則宣言(抄)

PSI参加国は、...(中略)...

各国の国内法権限が許容する限りにおいて、国際法及び国際的な枠組みの下での義務に合致して、大量破壊兵器等の貨物に関する阻止努力を支援するために、以下を含む具体的な行動を取る。

- a. 拡散懸念国等への又は拡散懸念国等からのかかる貨物の輸送及び輸送協力は行わない。また、自国の管轄権に服する何人にもこれを許可しない。
- b. 自国の発意又は他国の要請若しくは理由の提示に基づき、自国籍船舶が拡散懸念国等との間で大量破壊兵器等を輸送していると疑うに足る合理的な理由がある場合には、内水、領海、及び他国の領海を越えた海域において乗船し立入検査するための措置をとり、確認された関連貨物を押収する。
- c. 適切な状況の下で、他国による自国籍船舶への乗船、立入検査及び、当該国に確認される場合には、当該船舶における関連貨物の押収につき同意を与えるよう真剣に考慮する。
- d. 以下のために適切な行動をとる。(1)拡散懸念国等へあるいは拡散懸念国等から大量破壊兵器等の貨物を運搬していると合理的に疑われる場合、内水、領海、接続水域(宣言されている場合)において停船および立入検査し、発見された関連貨物を押収する、(2)大量破壊兵器等の貨物を運搬していると合理的に疑われ、その港、内水及び領海に入ろうとしあるいは出ようとする船舶に対し、乗船、立入検査を求め、関連物資の押収を行う等の条件を付ける。
- e. 自国の発意又は他国の要請若しくは証拠提示に基づき、(1)拡散懸念国等へ又は拡散懸念国から大量破壊兵器等の貨物を運搬していると疑うに足る合理的な理由があり、自国領空を通航している航空機に対し、検査のため着陸を求め、確認される場合にはかかる貨物を押収する、又は(2)かかる貨物を運搬していると疑うに足る合理的な理由がある航空機に対して、事前に自国領空の通航権を拒否する。
- f. 港湾、空港その他の施設が拡散懸念国等への又は拡散懸念国等からの大量破壊兵器等の貨物運搬の中継地点として使用される場合には、かかる貨物を運搬していると疑うに足る合理的な理由がある船舶、航空機その他の輸送手段を検査し、確信される場合には、当該貨物を押収する。